広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱

(平成24年1月20日制定・令和元年7月17日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)により、 役務(建設コンサルティングサービスに係る役務を除く。以下同じ。)の提供を受けるもの(以 下「委託業務」という。)に係る請負の契約を締結しようとする場合において、地方自治法施行 令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の10第2項(令第167条の 13により準用する場合を含む。)の規定に基づき、最低制限価格を設けるときの取扱いに関し、 必要な事項を定めるものとする。

(対象)

- 第2条 最低制限価格を設ける契約は、次に掲げる委託業務の契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約を除く。)で競争入札に付するもの(以下「対象案件」という。)を対象とする。
 - (1) 毎年4月1日から年間を通じて継続的に役務の提供を受ける次に掲げるもの
 - ア 建築物清掃業務
 - イ 常駐警備業務
 - ウ 冷暖房設備等の運転管理(常駐)業務
 - エ 水質、排出ガス等の調査・分析業務(計量法(昭和26年法律第207号)第107条の 規定に基づく都道府県知事の登録を入札参加資格とし、原則月1回以上の調査・分析を行う ものに限る。)
 - (2) 土地家屋調査士が行う用地測量業務
 - (3) 樹木のせん定業務(一定の技術者の配置等を入札参加資格に設定するものに限る。)

(最低制限価格の算定方法等)

- 第3条 対象案件の予定価格に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数(単位当たりの価格で予定価格を設定するときは、1銭未満の端数。以下同じ。)がある場合は、当該端数を切り上げた額)に110分の100を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)を最低制限価格基準額とする。
- 2 最低制限価格は、対象案件の最低制限価格基準額に偶発値及び100分の110を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とする。
- 3 前項の偶発値とは、対象案件ごとに、最低制限価格としての意義を損なわないよう考慮した上で、広島市電子入札システム等利用規約第2条第1項第4号に規定する契約事務システムの機能を利用して、対象案件の入札を執行する課において、一の値を偶然的に発生させ、定める数値をいい、公表しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、特に必要があると認める場合は、予定価格の決定について職務権限を有する者は、あらかじめ財政局契約部物品契約課と協議した上で、最低制限価格基準額を対象案件の予定価格に3分の2を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)に110分の100を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数がある場合は、当該端数を切り上げた額)とは異なる額とすることができる。

(予定価格調書への記載)

第4条 最低制限価格基準額は、あらかじめ予定価格調書に記載するものとする。

(一般競争入札で公告する事項等)

- 第5条 対象案件を競争入札に付するときは、広島市契約規則(昭和39年広島市規則第28号。 以下「規則」という。)第5条の規定により一般競争入札について公告する事項又は規則第20 条第2項の規定により指名競争入札について通知する事項のほか、次に掲げる事項を公告又は通知するものとする。
 - (1) 最低制限価格を設定している入札である旨
 - (2) 最低制限価格を下回る入札を行った者は、落札者とならない旨
 - (3) 落札者の決定方法
 - (4) 最低制限価格を下回る入札をした者は、その再度入札に参加できない旨
 - (5) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合において落札者等を決定するためのくじ引きを行うに当たって、該当者にくじを引かせる方法に代えて、広島市電子入札運用基準(平成17年4月1日施行)第12条第3項ただし書の規定により電子入札システムのくじ機能を利用する方法によるものについては、その旨
 - (6) その他最低制限価格を設けるときの取扱いに関し必要な事項

(開札、落札者の決定)

- 第6条 開札の結果、最低制限価格を下回る入札が行われた場合は、入札を執行する職員(以下「入 札執行職員」という。)は、その入札者を落札者としないものとする。
- 2 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者 がある場合は、対象案件の入札を執行する課等の長は、その者のうち最低の価格で入札したもの を落札者とする。
- 3 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者がいない場合は、入札執行職員は、再度入札(最低制限価格を事前公表する入札案件を除く。)をするものとする。この場合、最低制限価格を下回る入札をした者を再度入札に参加させないものとする。

(委任規定)

第7条 この要綱に定めるもののほか、最低制限価格を設けるときの取扱いに関し必要な事項は、 財政局長が定める。

附則

この要綱は、平成24年2月1日から施行し、同日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成24年4月1日以後の入札案件について適用する。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。
- 2 改正後の広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱は、この要綱の施行の日(以下「施行日」 という。)以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年4月1

日以後の入札案件について適用し、施行日前に契約の申込みの誘引を行った入札案件及び施行日 以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成25年3月31日以前の 入札案件については、なお従前の例による。

附則

- 1 この要綱は、平成25年10月16日から施行する。
- 2 改正後の広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱は、この要綱の施行の日以後においてその施 行の決定に係る文書を起案する入札案件のうち、平成26年4月1日の消費税及び地方消費税の税 率の引き上げに伴い新しい税率のみが適用されることとなるものについて適用し、その他の入札案 件については、なお、従前の例による。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行し、同日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成26年4月1日以後の入札案件について適用する。

附則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、同日以後において契約の申込みの誘引を行い、業務の履行期間の始期が平成29年4月1日以後の入札案件について適用する。

附則

- 1 この要綱は、令和元年7月17日から施行する。
- 2 改正後の広島市委託業務最低制限価格制度取扱要綱は、この要綱の施行の日以後においてその施 行の決定に係る文書を起案する入札案件のうち、令和元年10月1日の消費税及び地方消費税の税 率の引き上げに伴い新しい税率のみが適用されることとなるものについて適用し、その他の入札案 件については、なお、従前の例による。